

羽生市教育振興基本計画 [概要版]

教育は市民サービスの最先端

～ 5 S (ファイブエス) ～

■基本理念

羽生の子どもたちが自立し、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き幸福な生涯を実現するとともに、本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支える上で、教育の使命は重要であります。この使命を果たすため、羽生市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

教育は市民サービスの最先端

～ 5 S (ファイブエス) ～

Sagacity (賢明な判断)	Swift (迅速)	Sincerity (誠実)	Service (奉仕)	Smile (微笑み)
---------------------	---------------	-------------------	-----------------	----------------

■基本方針

創造力と豊かな心・たくましさと健やかな身体を培う教育を目指します

- 心豊かに、たくましく生きる力などを育成する学校教育の推進、高等教育等を受ける機会の確保や連携強化を行います。

次代を担う個性豊かなまちづくりを目指します

- 将来を担う人材を育成するため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、生涯にわたる学習意欲に応えるために、多様な学習機会の提供、芸術・伝統文化及びスポーツの振興を図ります。

■施策の体系

基本理念・基本方針	基本目標	施策	主な取組
<p>基本理念</p> <p>教育は市民サービスの最先端</p> <p>～ 5S (ファイブエス) ～</p> <p>Sagacity (賢明な判断)</p> <p>Swift (迅速)</p> <p>Sincerity (誠実)</p> <p>Service (奉仕)</p> <p>Smile (微笑み)</p>	<p>I 信頼される学校づくりの推進</p>	1 生きる力をはぐくむ学校教育の推進	(1)確かな学力をはぐくむ特色ある教育の推進 (2)豊かな心をはぐくむ道徳環境・生徒指導の推進 (3)特別支援教育の推進 (4)進路指導・キャリア教育の推進 (5)健康や体力をはぐくむ教育の充実 (6)小中一貫教育の推進
		2 教師力・学校力の向上	(1)教職員の研修の充実 (2)評価制度の充実 (3)学校支援の充実
		3 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり	(1)開かれた学校づくりの推進 (2)三者連携による教育活動の充実 (3)学校応援団の推進
		4 学校給食の充実と食育の推進	(1)安全・安心な学校給食の推進 (2)食育の充実 (3)学校給食試食会の実施 (4)学校給食センターの整備・充実
		5 教育環境の整備・充実	(1)施設・設備の計画的な改修 (2)教材、図書等の整備推進 (3)幼稚園就園・就学に対する支援 (4)情報セキュリティ対策の推進
		6 安全・安心な学校づくり	(1)防災マニュアルの見直し (2)防災教育の充実 (3)地域ぐるみの学校安全体制の整備
		7 高等教育機関等との連携	(1)学びの場の提供 (2)専門的教育の連携・促進
<p>基本方針</p> <p>『創造力と豊かな心・たくましさと 健やかな身体を培う教育を目指します』</p>	<p>II 人権を尊重する教育の推進</p>	1 学校における人権教育の推進	(1)全体計画・年間指導計画による着実な実践 (2)教職員の研修の充実 (3)指導内容・指導方法の工夫、改善 (4)学校等・家庭・地域相互の連携
		2 社会教育における人権教育の推進	(1)生涯学習の視点に立った人権教育の推進 (2)人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実 (3)人権教育を推進するための指導者の育成 (4)学習機会の充実 (5)地域に根ざした人権教育の実施
		3 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進	(1)就学支援・相談活動体制の充実 (2)家庭、地域における学習の推進
<p>『次代を担う個性豊かな まちづくりを目指します』</p>	<p>III 生涯学習の推進と文化活動の活性化</p>	1 市民の学習機会の充実	(1)各種学級・講座の充実 (2)家庭教育の支援 (3)市民クラブ・サークル等の支援 (4)社会教育の啓発・普及・育成 (5)生涯学習事業の充実
		2 生涯学習環境の整備・充実	(1)生涯学習拠点施設の整備 (2)学習成果を生かす場の提供
		3 図書館・郷土資料館の充実	(1)図書館サービスの充実 (2)幼児・子どもの読書環境の整備 (3)展示・講座の充実
		4 文化財の保護・活用と芸術文化の振興	(1)文化財の調査、保護、管理と活用 (2)埋蔵文化財の保護、保存 (3)宝蔵寺沼ムジナモ自生地 (4)文化活動への支援 (5)文化施設の充実
		5 青少年の健全育成の推進	(1)青少年団体の活動支援 (2)青少年健全育成事業の実施
	<p>IV 生涯スポーツの振興</p>	1 スポーツに親しめる環境づくり	(1)体育施設の整備・充実 (2)学校体育施設の開放
		2 スポーツ・レクリエーション機会の提供	(1)スポーツ行事の充実 (2)スポーツスクールの開催 (3)ニュースポーツの普及
		3 スポーツ・レクリエーション団体の育成	(1)各団体の組織の充実と連携の強化 (2)スポーツ推進委員・スポーツ指導者の育成と資質の向上
		4 優秀なスポーツ選手の育成	(1)トップアスリートの育成 (2)指導者の技術の向上

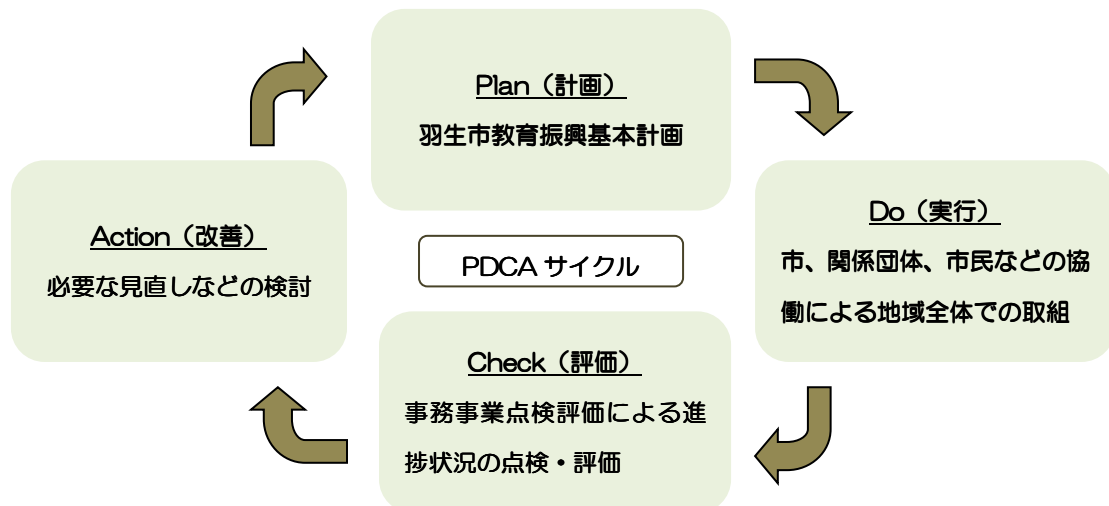
■ 計画策定の趣旨、位置付け、性格及び期間

羽生市教育振興基本計画は、本市が目指す教育の基本的な方針と施策を中長期的な展望に立って、総合的・計画的に推進するための計画です。

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に規定される「地方公共団体における教育の振興の施策に関する基本的な計画」です。
- (2) 羽生市総合振興基本計画の教育分野における個別計画です。
- (3) 教育分野における他の計画や方針などの考え方を踏まえ、教育分野以外の計画等との連携を図りました。
- (4) 計画期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

■ 計画の進行管理

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年度実施している「事務事業の点検・評価」により各施策の実施状況、成果、課題等について点検・評価を行います。さらに、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の流れを次の計画に生かしていくプロセスのこと。）を基に、「事務事業の点検・評価」を踏まえた成果の共有化や課題解決に向けた改善を図り、基本目標の実現に向けた教育施策を展開します。



羽生市教育振興基本計画（概要版）平成 26 年 3 月

発行 羽生市教育委員会（学校教育部教育総務課）

埼玉県羽生市東 6 丁目 15 番地

TEL 048-561-1121（代表）